

TOKYO働き方改革宣言

従業員の生活と仕事のバランスの推進を目指して、従業員満足度の向上を通じ顧客満足度の更なるアップを実現する。

平成30年5月2日

明治通り税理士法人

目 標

働き方の改善

時間外労働1人当たり月平均30時間以下を目指す。

休み方の改善

全社員が積極的に休暇を取得できるような職場の風土を作り、年次休暇取得率50%以上を目指す。

取 組 内 容

働き方の改善

- ・管理者への残業の事前申請を義務付ける。
- ・生産性を高めるために、仕事のプロセスを可視化し仕事配分の見直しを行う。
- ・残業を常態化させず、リフレッシュして仕事に取り組めるようにインターバル制度を導入し、運用する。

休み方の改善

- ・管理者に部下の休暇取得状況を定期的に提供する。
- ・年次有給休暇の時間単位での取得が可能となる制度を導入する。
- ・夏季休暇等の計画的付与に加え、3日～5日程度の連続休暇を積極的に取るよう管理職による声かけ、全体会議等を通して促していく。